

東広島市観光マスコット「のん太」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「東広島市観光マスコットのん太」(以下「マスコット」という。)のイラスト利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター等に関する権利)

第2条 マスコット等に関する一切の権利は、公益社団法人東広島市観光協会に属する。

(イラスト利用承認の申請等)

第3条 マスコット等を利用しようとする者は、新聞、テレビ等の報道関係機関が報道目的に利用する場合、観光協会が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ東広島市観光マスコット「のん太」イラスト利用申請書に次の書類を添えて、公益社団法人東広島市観光協会会長(以下「会長」という。)に提出し、その許可を受けなければならない。

- ① 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- ② マスコット等の利用状況がわかる完成見本等
- ③ その他会長が認める書類

(イラスト利用の許可)

第3条 会長は、前条の利用申請があった場合、その内容を審査し、東広島市の観光推進、広報活動に寄与すると認める場合には利用の許可(以下「利用許可」という。)をすることができる。この場合において、会長が必要と認める場合には、マスコットの利用方法その他について、条件を付することができる。

2 マスコット等の利用内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は許可しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 東広島市観光協会および東広島市の信用または品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) マスコット等の利用によって、誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (5) マスコット等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (6) 立体物で、その表現がマスコット等の立体物と認められない場合
- (7) マスコット等の著しい変形その他キャラクター等の利用が適当でないとして認められる場合。
- (8) そのほか、会長がマスコットの使用について不相当と認めたとき。

3 前項の許可は、マスコット利用許可書をもって行うものとする。

4 会長は、マスコットの利用許可するにあたって、必要があると認める場合には、マスコット等の利用方法その他について、第1項各号に定めるほか必要な条件を付けることができる。

(イラスト利用について)

第4条 マスコットを商品として使用する場合は公益社団法人東広島市観光協会の会員に限る。

2 利用料は、当分の間、無料とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、利用できる。

- (1) 公益社団法人東広島市観光協会が実行委員会の構成団体に及び構成員の場合。
- (2) その他会長が認めるとき。

(イラスト利用上の遵守事項)

第5条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用し、会長の指示する条件に従うこと
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 許可を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- (4) 原則として物品等には「東広島市観光マスコット「のん太」」と表記すること。
- (5) 原則として物品等には許可番号を付すること。

(許可内容の変更の申請)

第7条 マスコットのイラスト利用許可を受けた者が、許可された内容について変更しようとするときは、再度、東広島市観光マスコット「のん太」イラスト利用申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第8条 会長は、マスコットの利用がこの要綱及び許可の内容に違反していると認められるときは、当該マスコットの利用許可を取り消すことができる。この場合、利用許可を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

2 前項の承認の取消しは、マスコット使用許可取消書をもって行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、マスコットの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は平成25年5月8日から施行する。

東広島市観光マスコット「のん太」イラスト利用許可申請書

年 月 日

公益社団法人 東広島市観光協会 様

(申請者) 住 所
会 員 名
代表者氏名

印

下記のとおり、東広島市観光マスコット「のん太」を利用したいので申請します。

使用するキャラクター等の種類	のん太のイラスト【種類】・のん太の写真
使用の目的	
使用の用途	*使用場所（配布場所）制作予定数等をご記入ください。 *商品の場合は、販売価格（税込）、販売場所等をご記入ください。
販売商品は記入 *製作数 *販売価格、販売場所	
使用期間 (準備期間含む)	*最長2年まで 年 月 日 から 年 月 日 まで
担当者連絡先	住所： 〒 氏名： 電話： FAX： メール：
添付書類	○会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料 ○マスコット等の利用状況がわかる完成見本等 ○その他会長が認める書類
許可番号 ※観光協会記入箇所	